

ゆうびんとう
• 郵便等による

ふざいしゃとうひょう

だいりきさいせいど

不在者投票における代理記載制度

も しんたいしょうがいしゃてちょう せんしょうびょうしゃてちょうまた
お持ちの身体障害者手帳や戦傷病者手帳又は、
かいごほけん ひほけんしゃしょう ごかくにん
介護保険の被保険者証を御確認ください。



たかまつしせんきよかんりいいんかい
高松市選挙管理委員会

郵便等による不在者投票における代理記載制度



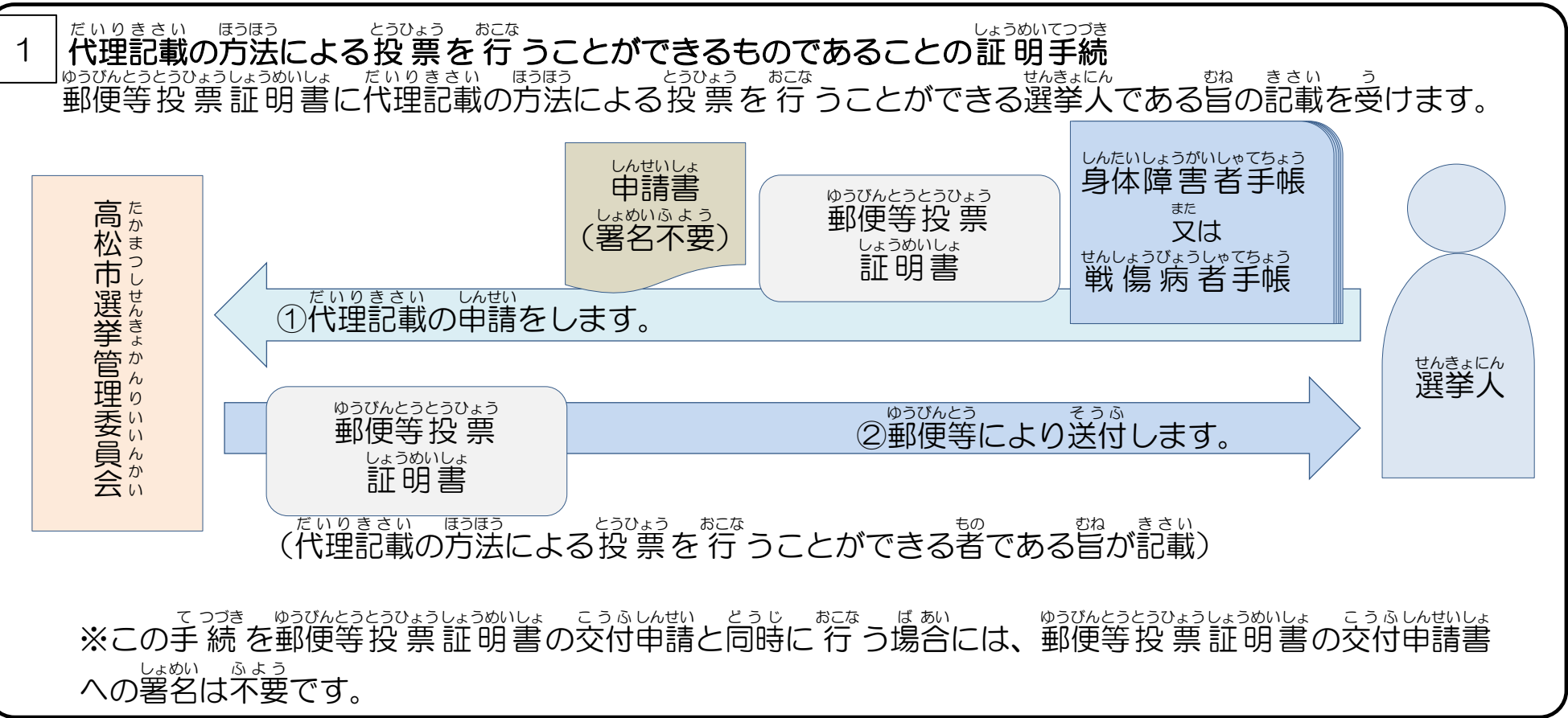
郵便等による不在者投票をすることができる選挙人で、かつ自ら投票の記載をすることができない者として定められた次のような障がいのある方（○印の該当者）は、あらかじめ高松市選挙管理委員会に届出た者（選挙権を有する者に限る。）に投票に関する記載をさせることができます。

身体障害者手帳	障がい名	障がいの程度	戦傷病者手帳	障がい名	障がいの程度		
		1級			特別項症	第1項症	第2項症
	上肢、視覚の障がい	○		上肢、視覚の障がい	○	○	○

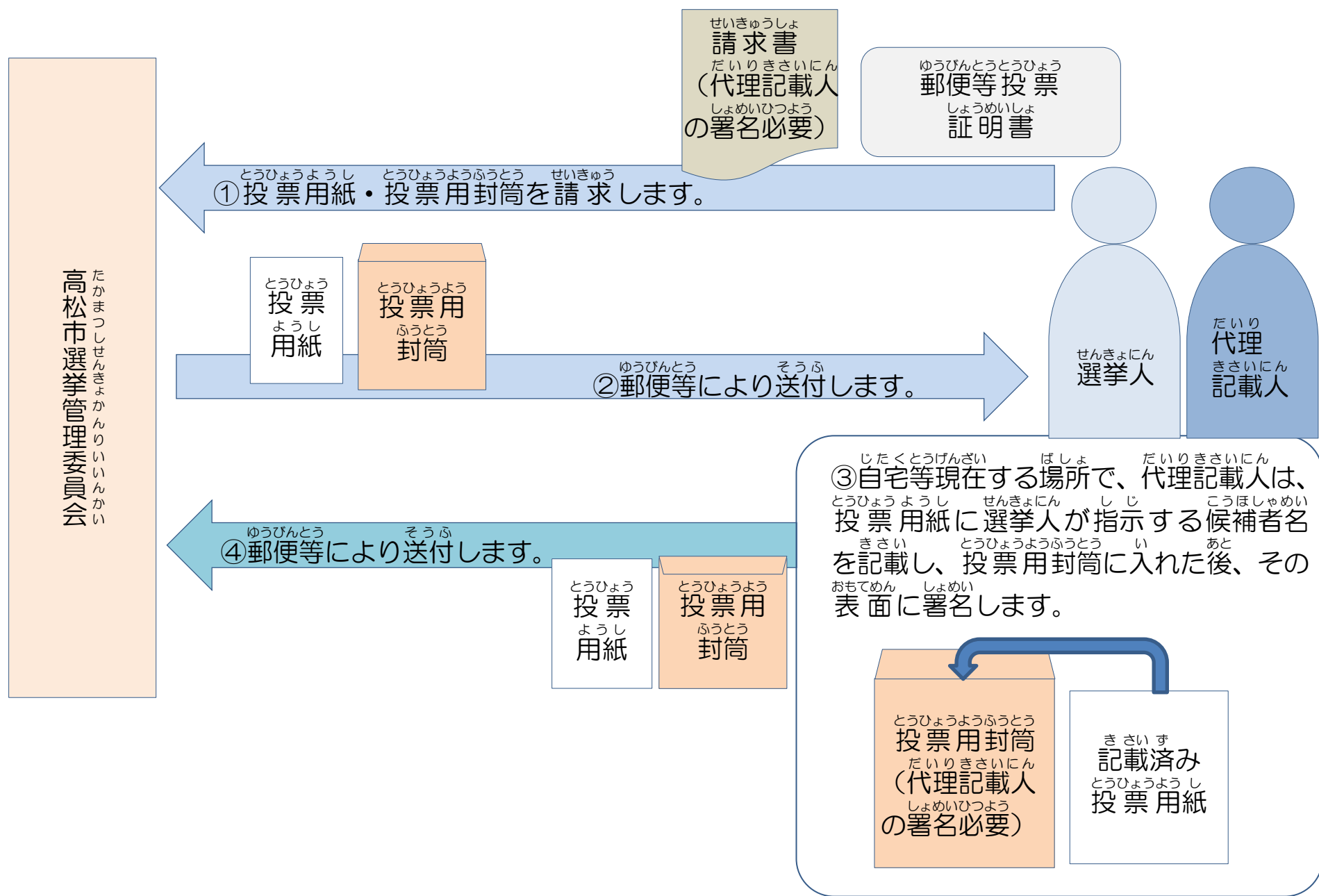
※上肢、視覚の障がい、特別項症、第1項症又は第2項症であっても、郵便等による不在者投票をすることができる選挙人でなければ、代理記載制度によっても郵便等投票を行うことはできません。
※手帳の記載では該当するかどうか分からないときは、高松市選挙管理委員会にお問い合わせください。

郵便等による不在者投票における代理記載制度の手続

代理記載の方法による投票を行うためには、郵便等投票証明書の交付申請に加えて、あらかじめ次の1及び2の手続を行っておく必要があります。これらの手続は同時に行うことが可能です。また、代理記載の方法による投票手続は3のとおりです。



3 代理記載の方法による投票手続



郵便等投票証明書の有効期間

要介護者の郵便等投票証明書

交付の日から介護保険の被保険者証に記載されている要介護5の認定の有効期間の末日まで

要介護者以外の郵便等投票証明

交付の日から7年間

罰則

代理記載人が選挙人の指示する候補者名を記載しなかった等の場合には、2年以下の禁錮又は30万円以下の罰金に処せられます。

お問い合わせ先

高松市選挙管理委員会

TEL：087-839-2644

FAX：087-839-2643

